

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年1月30日
【届出者の氏名又は名称】	エナップ シス エスエーエス (Hennape Six SAS)
【届出者の住所又は所在地】	フランス ナンテール、92000、アヴェニュー ドゥ シャン ピエル 23-27 (23-27 avenue des Champs Pierreux, 92000 Nanterre, France)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 弁護士 遠藤 聖志
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階
【電話番号】	03-6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 遠藤 聖志 / 同 谷田部 耕介 / 同 稲葉 正泰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、エナップ シス エスエーエスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、クラリオン株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された会社であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服しめることができる保証はありません。

(注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。本公開買付けの資料の英訳は <http://www.faurecia.com/en/newsroom>でも取得できます。

(注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関連者 (affiliate) は、「将来

に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書又は本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書又は本書の参照書類の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を変更したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注13) 公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、日本及び米国の証券取引関連法制上許容される範囲で、本公開買付けの開始前又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に、自己又は顧客の勘定で、対象者の株式を本公開買付けによらず取得し又は取得に向けた行為を行う場合があります。かかる取得は、市場価格での市場取引の形態又は相対の交渉で決まる価格での市場外取引の形態をとる場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても英文で開示が行われます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

クラリオン株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2016年12月22日に設立されたフランスの単純型株式会社（注1）であり、本公開買付けを通じて対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得し、本公開買付け成立後に対象者株式を保有することを主たる目的としています。本書提出日現在、フォルシア・エス・イー（Faurecia S.E.）（注2）（以下「フォルシア」といい、関係会社を含め、以下総称して「フォルシアグループ」といいます。）が、公開買付者の発行済株式の全てを所有しております。また、本書提出日現在、公開買付者及びフォルシアは、対象者株式を所有していません。

公開買付者は、2018年10月26日付で「クラリオン株式会社普通株式（証券コード6796）に対する公開買付けに関するお知らせ」（以下「2018年10月26日付公開買付者プレスリリース」といいます。）において公表しましたとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終え又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に終わらるとの確認が得られ、本応募契約（注3）における本公開買付け開始の条件（注4）及び本公開買付契約（注5）における本公開買付け開始の条件（注6）（以下総称して「本公開買付前提条件」といいます。）が充足された場合（又は公開買付者が本公開買付前提条件を放棄した場合）に、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として対象者株式を本公開買付けにより取得することを決定しておりました。公開買付者は、2018年10月26日付公開買付者プレスリリースの公表後、本公開買付けの開始に向けて、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を進めてきました。そして、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）につき、日本を含む7カ国それぞれの国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応は全て完了し、また、本公開買付前提条件が充足されたため、公開買付者は、2019年1月29日、本取引の一環として本公開買付けを2019年1月30日より開始することを決定しました。

（注1） 単純型株式会社とは、最低資本金規制を有しないフランス法上の株式会社です。かかる会社形態は、フランスの非公開株式会社において最も頻繁に利用される形態です。組織形態は、会社の定款の規定において株主によって自由に設計可能です。プレジデントが、公開買付者を経営し、代表し、また、フォルシア・エス・イー1社のみが株主となっています。

（注2） 2018年12月26日付で組織変更を行い、フォルシア・エス・イー（Faurecia S.A.）からフォルシア・エス・イー（Faurecia S.E.）に変更しております。

（注3） 公開買付者は、フォルシア及び対象者の親会社である株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といいます。）との間で、日立製作所がその所有する対象者株式の全て（35,963,034株、所有割合（注7）：63.81%）（以下「本応募株式」といいます。）について、本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約書（以下「本応募契約」といいます。）を2018年10月26日付で締結しております。本応募契約の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

（注4） 本応募契約においては、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議が行われ、かかる決議が撤回されておらず、また、公開買付期間を延長することを請求する旨の決議がなされていないこと、日立製作所の表明保証事項が重要な点において真実かつ正確であること、日立製作所が履行又は遵守すべき本応募契約上の義務を重要な点において履行していること、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」に記載の本公開買付契約及び移行サービスの提供及び事業提携に関する契約が有効に存続しており、本公開買付契約に記載の本公開買付け開始の条件（注6）が充足されている（又は公開買付者が放棄している）こと、本公開買付けの完了を阻止する保全命令、仮差止又は差止その他の決定がなされていないこと、及び本公開買付けの完了を違法にするような本公開買付けに適用される法令等が制定されていないこと、並びに 公開買付者が、法第166条に列挙される未公表の重要事実を有していないことが本公開買付け開始の条件とされております。

（注5） 公開買付者は、フォルシア及び対象者との間で、本取引の実施に向けた対象者と公開買付者の協力に関する事項を定めた公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を2018年10月26日付で締結しております。本公開買付契約の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

（注6） 本公開買付契約においては、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議が行われ、かかる決議が撤回されておらず、また、公開買付期間を延長することを請求する旨の決議がなされていないこと、対象者の表明保証事項が重要な点において真実かつ正確であること、対

象者が履行又は遵守すべき本公開買付契約の義務を重要な点において履行していること、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」に記載の本応募契約及び移行サービスの提供及び事業提携に関する契約が有効に存続しており、本応募契約に記載の本公開買付け開始の条件(注4)が充足されている(又は公開買付者が放棄している)こと、本公開買付けの完了を阻止する保全命令、仮差止又は差止その他の決定がなされていないこと、本公開買付けの完了を違法にするような本公開買付けに適用される法令等が制定されていないこと、並びに公開買付者が、法第166条に列挙される未公表の重要事実を有していないことが本公開買付け開始の条件とされており。

(注7) 「所有割合」とは、対象者が2019年1月29日に公表した「2019年3月期第3四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2018年12月31日現在の発行済株式総数(56,548,837株)から、同日現在の自己株式数(187,560株)を控除した株式数(56,361,277株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じとします。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、37,574,200株(所有割合:66.67%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された対象者株式(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(37,574,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けにおいては、公開買付者は、対象者を完全子会社とすることを目的としているため買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(37,574,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(37,574,200株)は、対象者第3四半期決算短信に記載された2018年12月31日現在の発行済株式総数(56,548,837株)から同日現在の自己株式数(187,560株)を控除した株式数(56,361,277株)に係る議決権の数(563,612個)の3分の2(375,742個)(小数点以下切り上げ)に対象者の単元株式数である100株を乗じた数としております。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、最終的に対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(詳細については、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。)を本取引の一環として実施する予定です。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金をフォルシアからの借入れ(詳細は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」をご参照ください。以下「本フォルシア融資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに、本フォルシア融資を受けることとしております。なお、対象者が2018年10月26日に公表した「フォルシアの子会社であるエナップ シス エスエーエスによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は2018年10月26日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議し、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うこととしていたとのことです。

また、対象者が2019年1月29日に公表した「フォルシアの子会社であるエナップ シス エスエーエスによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下、対象者が2018年10月26日に公表した「フォルシアの子会社であるエナップ シス エスエーエスによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」と併せて「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2019年1月17日に公開買付者から、国内外の競争法に基づき必要な全ての手続及び対応が2019年1月30日までに完了する可能性があり、公開買付者は、本公開買付前提条件が充足される場合に2019年1月30日を公開買付開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載のとおり、2019年1月29日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち、対象者に関する記述は、対象者が公表した情報及び対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者を取り巻く経営環境等

対象者は、1940年12月、電池式家庭用ラジオの製造会社として設立され、その後、日本初のカーラジオ、そして、日本初のカーステレオの発売など、車載機器の黎明期から常に時代をリードする製品を手掛けてきたとのことです。現在は、主として車載情報機器、車載音響機器、セーフティアンドインフォメーションシステム及び自動車向けクラウド情報ネットワークサービス等のシステム製品の開発、生産及び販売並びにサービスの提供を行っているとのことです。また、2006年からは日立製作所の連結子会社として、事業拡大に努めてきたとのことです。

なお、対象者は、1962年8月に東京証券取引所市場第二部に上場し、1970年2月には東京証券取引所市場第一部銘柄に指定され、現在に至っております。

現在対象者は全世界に16ヶ国30拠点を展開し、日本、北中南米、欧州及びアジア・オセアニアの四つの地域がそれぞれ統括機能を持ちながら、地域・顧客・商品を軸にしてマーケットをカバーする高度なバリューチェーンによって、世界中のお客様に最適な商品やサービスをタイムリーに提供することが可能な体制を構築しているとのことです。中でも、技術力とフレキシビリティの高い生産体制はグローバル市場から高い評価を得ており、特に、お客様へ純正機器を納入するOEM（相手先ブランド生産）では世界の自動車メーカー（ルノー日産、フォード等）と長期にわたり確かな信頼関係を築いているとのことです。

対象者を取り巻く自動車関連業界におきましては、Connected（外部・相互接続性）、Autonomous（自動運転の実現）、Sharing（カーシェアなどのニーズへの対応）、Electric（電動化）等の技術革新が進行し、市場構造の変革やグローバル競争が激化するとともに、新たな成長機会が拡大しています。このような市場環境において、対象者は「音と情報と人間のより良きつながりを追求し、価値ある商品を生み出すことにより、豊かな社会づくりに寄与します」という企業理念に基づき、これまで培ってきたサウンド技術、統合HMI（ヒューマンマシンインターフェイス（注1））技術、クラウド及びエッジコンピューティング技術（注2）並びにカメラ及びセンシング技術（注3）を軸とした自動駐車技術の4つのコア技術を統合したSmart Cockpit®構想を掲げ、従来の「車載情報機器メーカー」からクルマと情報を「つなげる」付加価値を提供する「車両情報システムソリューションプロバイダー」へと事業変革を図っているとのことです。

（注1） ヒューマンマシンインターフェイス...人間が機械を操作したり、機械が現在の状態や結果を人間に知らせる手段やそのための道具のこと

（注2） エッジコンピューティング技術...端末側で高度なデータ処理を行うことにより、認知・判断・クラウドデータのリアルタイム更新等、より迅速な処理を可能とする技術

（注3） センシング技術...センサー（感知器）などを使用し、自車位置や周辺情報を正確に把握するための技術（自動運転実現のキーテクノロジー）

フォルシアと対象者及び日立製作所との協議、フォルシアによる意思決定の過程等

公開買付者の発行済株式の全てを所有しているフォルシアは、フランスのナンテールに本社を有しており、フォルシアの株式は、ユーロネクスト・パリに上場され、プジョー・エス・エー（Peugeot S.A.）がフォルシアの連結親会社として2018年12月31日時点で46.34%の株式（議決権保有割合で63.11%）を所有しています。

フォルシアグループは、売上において世界で上位10社に入る自動車部品サプライヤー（出典：Crain Communications Inc. 2018年6月25日付Automotive News）として、3つの戦略的な事業（シート部門（Faurecia Seating）、内装システム部門（Faurecia Interiors）並びに内燃機関及びハイブリッドエンジンのための軽量化と燃費ソリューション、乗用車及び商用車の排出ガス削減、電気自動車及び燃料電池自動車のためのソリューションに取り組むクリーンモビリティ部門（Faurecia Clean Mobility））を有しております。フォルシアグループの顧客基盤は、世界中に分散しており、2017年のフォルシアグループの売上高170億ユーロ（約2.1兆円（2019年1月25日現在の株式会社三井住友銀行の為替レートの仲値である1ユーロ=124.10円で換算しております。「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」の「(2) 経理の状況」を除き、以下同じです。）のうち、50%はヨーロッパ、26%は北米、17%はアジア、5%は南米、2%はその他の地域での売上となっております。

フォルシアグループの収益性は、営業利益が2013年の538百万ユーロ（約668億円）（売上の3%）から2017年の1,170百万ユーロ（約1,452億円）（売上の6.9%）に拡大するなど、継続的に向上しております。約109,000人の従業員を擁するフォルシアグループは、世界的に幅広く事業を展開しており、35か国に跨って300の事業所を有し、そのうち約30は研究開発の拠点になります。2017年の製品売上高71億ユーロ（約8,811億円）のシート部門は、顧客にとっての高品質と、搭乗者にとっての快適さと安全性の最適化（快適な車内温度や運転姿勢、及び

搭乗者の健康への配慮、並びに高度な安全性に資するソリューション)を両立するシートシステムを開発し、生産しています。

2017年の製品売上高54億ユーロ(約6,701億円)の内装システム部門は、スマートフォンとの連携や音声などによる操作を可能とするHMI、各搭乗者のニーズに対応できる快適な車内環境を提供するソリューションの提供を目指して、計器パネル、ドアパネル、中央コンソール及びスマートサーフェス(装飾としての表面素材に照明やタッチコントロール等の機能を一体化させた部品)を含む車内の包括的なシステムを開発し、生産しています。同部門は、快適な運転及び移動のための座席の位置、並びに車内温度及び照明等を提供するための自動車及び搭乗者の間の通信に係る新しい機器(HMI)の導入に開発の新たな重点を置いています。シート及び内装の両業界において、フォルシアグループは、スマートサーフェス、車載インフォテインメント(注1)の接続性、HMIシステム、高度な安全性、衛生及び健康の増進並びに完全に統合されたコックピットにより、座席位置の自動調整及び室内温度の自動調整等のソリューションを含む乗車中のスマートライフを提供しています。2017年の製品売上高45億ユーロ(約5,585億円)のクリーンモビリティ部門は、運転の操作性向上及び窒素酸化物(NOx)及びCO2排出ゼロに向けた業界ニーズに対応する革新的なソリューションを開発し、供給しています。クリーンな排気、燃料効率及び音響性能の向上並びにエンジンの電化を促進するソリューションは、高い処理能力を備えたエンジンへの応用につながるとともに、自動車のメーカーのみならずその周辺業界、並びに都市及びバス会社や運送会社等のフリート事業者のニーズに適応しています。

(注1) 車載インフォテインメント...自動車に「インフォメーション(情報)」と「エンターテインメント(娯楽)」の機能を幅広く提供するもの。ナビゲーション、位置情報サービス、音声通信、インターネット接続のほか、音楽や動画などのマルチメディア再生、ニュース、電子メールなどへのアクセス・検索機能などの自動車のディスプレイ上に表示される全ての機能を含む

フォルシアグループは、自動車の内装の分野におけるソフトウェアの統合を含むコックピットソリューションを先導する世界的なプレーヤーを目指す戦略に基づき、車載インフォテインメントの会社であるフランスのパロット・オートモティブ・エスエーエス(Parrot Automotive SAS(フランス))(以下「Parrot」といいます。)の100%買収及び中国の江西好帮手電子科技有限公司(Jiangxi Coagent Electronics Co.,Ltd. 現 佛吉亜好帮手電子科技有限公司(Faurecia Coagent Electronics S&T Co., Ltd.)(中国))(以下「Coagent」といいます。)の株式の50.1%取得により、2016年12月にIVI(In-Vehicle Infotainment、次世代車載情報通信システム)市場に参入しました。フォルシアグループは、IVI、コネクティビティ(注2)及びコックピットソリューションにおける主導的地位を確立するために協業先を探していたところ、Parrot及びCoagentを擁するフォルシアグループと相互補完的な協業候補先として、対象者のHMI、コネクティビティソリューション、サウンドデザイン、情報システム及び安全システムにおける技術力(とりわけ車載インフォテインメント、音響マネジメント、自動駐車及びクラウド情報管理に関する技術)や日本市場における自動駐車並びに米国市場における車載インフォテインメント(ディスプレイオーディオ及びナビゲーション)及びオーディオシステムの優位性を高く評価し、対象者をフォルシアグループとの補完性や戦略的親和性が高い企業であると判断しました。

(注2) コネクティビティ...自動車と、インフラ機器、放送機器その他自動車内のあらゆる機器との通信

対象者とフォルシアの間では、2017年10月下旬からコックピットや音響チューニング等の領域における技術的な協調に向けた協議を通じて、両社の理解を深めてきました。そこで、フォルシアは、2018年5月上旬に、対象者の親会社である日立製作所に対して対象者株式の売却を含む資本業務提携に係る初期的な打診を行ったところ、日立製作所より日立製作所の子会社であり日立製作所グループの中でオートモティブ事業について対象者と協業を行う日立オートモティブシステムズ株式会社(以下「日立オートモティブシステムズ」といいます。)の紹介を受けました。2018年7月下旬に行われた日立製作所及び日立オートモティブシステムズとの相互の事業内容、事業方針の理解を深める協議を通じて、フォルシアは、対象者株式を100%取得することにより対象者とParrot・Coagentを含むフォルシアグループの持つ経営資源と技術力を完全に統合することで、自動車利用者及び自動車メーカーのニーズに応えられる強固なグローバルのコックピットエレクトロニクス事業体が生まれると考えました。そこで2018年7月下旬に、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズに対して、対象者とフォルシアグループの相互の地理的優位性を活用したIVI事業の伸展などの具体的なシナジー案や買収後の対象者のフォルシアグループでの第4のビジネスグループとしての位置付けを含む対象者株式100%買収の初期的提案(以下「初期的提案」といいます。)を行いました。

フォルシアによる初期的提案を契機に、2018年8月上旬より、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズとフォルシアは本公開買付けに向けた具体的な協議・検討を開始しました。フォルシアは、かかる協議・検討と2018年9月中旬から10月上旬にかけて実施したデューデリジェンスの結果を踏まえ、2018年10月上旬に、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズに対して買収提案書(以下「最終提案書」といいます。)を提示しました。その後、フォルシアは、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズとの間で、本取引の諸条件について協議・交渉を進めました。その結果、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズとの間で、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)を含む本取引の諸条件について2018年10月下旬に合意に至ったことから、公開買付け者及びフォルシアは、2018年10月26日、日立製作所との間で本応募契約を、対象者との間で本公開買付け契約を、それぞれ締結し、国内外の競争法に

基づき必要な手続及び対応を終え又は公開買付期間中に終わらされるとの確認が得られ、本公開買付前提条件が充足された場合（又は公開買付者が本公開買付前提条件を放棄した場合）に、本公開買付けを実施することを決定しました。

そして今般、公開買付者は、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終え、本公開買付前提条件が充足されたことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本公開買付けを2019年1月30日より開始することを決定いたしました。

安全、持続可能、生産的かつ自由なモビリティを消費者に提供すること（"safe, sustainable, productive & enhance mobility freedom"）をビジョンとして掲げるフォルシアの本取引の目的は、フォルシアグループの既存事業を含むグローバルのcockpitエレクトロニクス事業（注3）を統合し、内装、シート及びクリーンモビリティという現在の3つのビジネスグループに続く第4のビジネスグループを日本を本拠地として創出することです。本取引後、フォルシアグループは、車載インフォテインメント、コネクティビティ及びクラウド・ソリューション、快適さと安全性に関するドライバー支援システム、音響マネジメント、HMIソリューション（注4）並びにCV（Commercial Vehicle、商用車）及びフリートマネジメントソリューションにおける技術優位を強化するとともに、これらに関連する技術をフォルシアグループのシート事業及び内装事業と連携して、フォルシアグループが掲げる"Smart life on board"（スマートライフ・オンボード）（車載インフォテインメント、コネクティビティ、自動運転及び人工知能の搭乗者及び運転者にもたらす将来の便益を示す会社のコンセプト）及び"Sustainable Mobility"（持続可能なモビリティ）（CO2及び汚染物質の排出を削減等の環境への影響を減らすモビリティソリューションの開発目標を示す会社のコンセプト）のソリューションの更なる発展に繋げることができると考えています。対象者の完全子会社化により、公開買付者は、対象者との強固な連携が生まれ、両社は顧客に対して将来のcockpit領域において公開買付者が顧客にとって最良と考える販売提案を展開及び提供できると考えています。車載インフォテインメント分野における対象者及びフォルシアグループの強み・事業を組み合わせることで、cockpitエレクトロニクス領域において高いグローバル・プレゼンスを確立することができ、また、フォルシアグループの幅広い顧客基盤及び欧州・米国のOEM顧客との既存の協力関係の活用により、対象者のグローバル顧客向けビジネスの拡大を加速し、対象者の競争力の強化や企業価値の向上につながると考えています。

（注3） cockpitエレクトロニクス...車載インフォテインメント、HMI、シート調整、温度快適化等のcockpit機能を管理する電子装置及びcockpitに使用される制御ソフトウェア

（注4） HMIソリューション...音声駆動、タッチスクリーン、ボタン、スイッチ、カメラ認識等の人間とデジタル機器との間の接点（ヒューマン・マシン・インターフェース）に関するソリューション

対象者における意思決定の過程及び理由

（ ）2018年10月26日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由

対象者は、上記「フォルシアと対象者及び日立製作所との協議、フォルシアによる意思決定の過程等」に記載のとおり、対象者の競争力の強化及び企業価値の向上を図る観点から、フォルシアの対象者株式取得の意向を受け、これを踏まえ、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、独立した第三者算定機関である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）から取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容、独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、フォルシアによる対象者株式100%買収の提案を検討するために対象者取締役会の諮問機関として設置された独立委員会（委員の構成、具体的な諮問事項等については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立委員会の設置及び意見の入手」をご参照ください。）から2018年10月25日付で取得した答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

対象者は、フォルシアから2018年7月下旬に初期的提案を受け、フォルシアに対し想定シナジーや買収後の経営方針について説明を求め、その結果、下記に記載の一定の想定シナジーが見込めるため、初期的提案は対象者の企業価値向上に資する十分な可能性があるかと判断し、2018年9月中旬からフォルシアのデューデリジェンスを受け入れることとしました。その後、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズは、10月上旬にフォルシアよりデューデリジェンスの結果を踏まえた最終提案書の提示を受け、本取引の諸条件についてフォルシアと協議・交渉を行いました。また、対象者は、対象者の長期的な事業構造や資本政策の検討にあたって、幅広い事業領域からグローバルに日立製作所グループに代わる新たなパートナー候補の検討を行ったとのことです。そのうち戦略的合理性のある複数の候補先に対しては対象者とのアライアンスに係る打診を行い、フォルシアとの協議と並行して、対象者の企業価値向上に最適なパートナー候補を検討したとのことです。その結果、フォルシアとの提携は、新たな価値創造を実現する統合システム

やサービスの開発・投入、これまで培ってきたオーディオやHMIに代表されるコックピットエレクトロニクス商品に対する対象者の高い技術的優位性を顧客により認知させるための販売・マーケティング戦略の強化並びに対象者の製造開発及び販売・サービスの体制の変革による、対象者の更なる成長の加速及び企業価値の向上に資するものであり、フォルシアが新たなパートナーとして最適であるとの結論に至ったとのことです。より具体的には、両社が地域・顧客基盤等の相互補完性を有することによる販売網の拡大、ハードウェア、ソフトウェア双方におけるシームレスに統合されたコックピットソリューションを提供するフォルシアグループの傘下に入ることにより、近年益々高度化するOEM顧客ニーズに対応することが可能となること、フォルシアグループのIVI事業を担うParrot及びCoagentとの製造・開発拠点やリソースの共有によるコスト削減及び技術・ノウハウの融合等がフォルシアグループとのシナジーとして挙げられるとのことです。

なお、情報を活用した高度安全走行システムの先端的な技術開発を行うセーフティアンドインフォメーションシステム事業や自動車向けクラウド情報ネットワークサービス事業における日立製作所グループとの戦略的協調関係は、対象者の事業運営上重要な位置づけにあるため、本公開買付け成立後の位置付けに関する基本的な枠組みを合意しております（詳細については、下記「(4)本公開買付けに関する重要な合意」の「移行サービスの提供及び事業提携に関する契約」をご参照ください。）。

対象者は、グローバルに激化する自動車業界の競争環境や新たな事業機会に対応し、お客様に対象者独自の付加価値を提供し続けるためには、従来の開発、製造、販売・サービスの体制等を再構築し、「車両情報システムソリューションプロバイダー」への変革を実現することが対象者の継続的な企業価値向上のために不可欠なものであると考えているとのことです。但し、その効果が表れるまでには一定の費用と時間が必要となるとともに、追加的な投資を機動的に行うことが必要となるため、先行投資負担による一時的な業績悪化のリスクをもたらす可能性が懸念され、引き続き厳しい競争環境が続くことも相まって、株価へ悪影響を及ぼし株主の皆様にも不利益をもたらす可能性があるものと考えているとのことです。

また、市場構造の変革と激化するグローバル競争の中で対象者が成長していくためには、新たな顧客開拓と開発リソースの確保が喫緊の課題となっているとのことです。フォルシアグループが持つ顧客基盤、事業基盤、フォルシアグループ傘下のParrot・Coagentが有するリソース・技術力と協調していくことは、これらの課題解決の最善策であると判断しているとのことです。これを迅速に実現するためには、上記「フォルシアと対象者及び日立製作所との協議、フォルシアによる意思決定の過程等」に記載されているように、Parrot・Coagentを擁するフォルシアグループのグローバルのコックピットエレクトロニクス事業を対象者とともに統合してフォルシアグループの第4のビジネスグループとしていくことが必要であり、このような統合を行うためには対象者がフォルシアグループの完全子会社となることは必須であると判断したとのことです。

上記の理由より、今後も競争環境の激化が想定される中で対象者の企業価値を向上していくためには、対象者が目指す「車両情報システムソリューションプロバイダー」への変革の実現に向けて上記施策を現時点で実行することが必要不可欠であると判断するに至ったとのことです。

また、本公開買付価格（2,500円）について、()下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の大和証券による対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、()本公開買付けの公表日（2018年10月26日）の前営業日である2018年10月25日の東京証券取引所における対象者株式の終値2,263円に対して10.47%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）のプレミアム、公表日の直近1ヶ月間の終値単純平均値1,906円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して31.16%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,673円に対して49.43%のプレミアム、同直近6ヶ月間の終値単純平均値1,576円に対して58.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、()下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための各措置が講じられており、少数株主の皆様への利益への配慮がなされていると認められること、()本公開買付けの公正性を担保するための各措置が講じられた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

このように、対象者は、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、上記()から()等を踏まえると、本公開買付価格は妥当性を有するものと判断したとのことです。

上記検討の結果、対象者は、2018年10月26日開催の取締役会において、同日付で本公開買付契約を締結するとともに、本公開買付けに関して、当該時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場

合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

() 2019年1月29日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由

対象者は、2019年1月17日に公開買付者から、国内外の競争法に基づき必要な全ての手続及び対応が2019年1月30日までに完了する可能性があり、公開買付者は、本公開買付前提条件が充足される場合に、2019年1月30日を公開買付開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、2019年1月18日に独立委員会に対して、本答申書の意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。独立委員会は、当該諮問に対して検討を行った結果、2018年10月25日以降、2019年1月28日までの事情（対象者が2019年1月29日に公表した「通期業績予想の修正に関するお知らせ」（以下「対象者予想修正プレスリリース」といいます。）に記載の内容及び更新株式価値算定書（下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に定義します。）の内容を含みます。）を勧案しても、本答申書において表明した意見の内容について変更すべき事情は見当たらないこと等を確認し、2019年1月28日、対象者の取締役会に対して、2018年10月25日付で表明した意見に変更がない（なお、本答申書における本諮問事項（下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立委員会の設置及び意見の入手」に定義します。）「()本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非」に対する「対象者の取締役会が賛同意見及び応募推奨意見を述べることは相当である」との答申は、対象者による賛同意見及び応募推奨が少数株主にとって不利益なものでない旨の意見を述べたものである。）旨の答申書を提出したとのことです。対象者は、かかる意見を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、対象者としても2018年10月25日以降、2019年1月29日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないこと等を確認し、2019年1月29日現在においても、2018年10月26日時点における対象者の意見から変更はないと判断し、2019年1月29日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の前記2018年10月26日付及び2019年1月29日付の取締役会の決議の詳細については、いずれも、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

本公開買付け成立後、フォルシアは、対象者の技術及び研究開発への投資を積極的に行い、対象者のコックピットエレクトロニクス領域における競争優位を維持・発展させるとともに、フォルシアグループのその他の事業領域との協業によるシナジーを実現し、企業変革をリードしていくことで、対象者事業の更なる発展に貢献できると考えています。フォルシアグループからの対象者への役員派遣に関しては、今後フォルシアと対象者との間で協議してまいります。また、本公開買付け成立後の対象者の従業員については、原則として現在の処遇を維持することを予定しております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、公開買付者が対象者の親会社である日立製作所との間で本応募契約を締結していることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施しているとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の応募を本公開買付けの成立の条件とはしておりませんが、対象者において、以下の から までの措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、フォルシアから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグループから独立した第三者算定機関である大和証券より、本株式価値算定書及び2019年1月28日付の株式価値算定書（以下「更新株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、大和証券は対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグループの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

大和証券は、複数の算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考え

に基づき、対象者株式が東京証券取引所第一部に上場しており、市場株価が存在することから対象者株式の市場株価の動向を勘案する市場株価法を、また対象者業績の内容や予想等を評価に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、対象者株式の1株当たりの株式価値の算定を行い、対象者は、大和証券から、2018年10月25日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は大和証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。本株式価値算定書によると、上記の各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 1,576円から2,263円

DCF法 2,231円から3,162円

市場株価法では、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2018年10月25日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所第一部における基準日の終値2,263円、公表日の直近1ヶ月間の終値単純平均値1,906円、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,673円及び同直近6ヶ月間の終値単純平均値1,576円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を、1,576円から2,263円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画（2019年3月期から2023年3月期までの5年間）における収益予測や投資計画、対象者へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を、2,231円から3,162円までと算定したとのことです。また、DCF法で前提とした対象者の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益あるいは減益となる事業年度が含まれております。具体的には、2019年3月期においては、「車両情報システムソリューションプロバイダー」としての事業運営を促進するための事業ポートフォリオ改革費用のほか、事業環境に関して、対象者の取引先である自動車メーカーの減産が見込まれること及び注力分野であるセーフティアンドインフォメーションシステム事業の成長鈍化等により、営業利益が前期比で30%以上の減益が見込まれる一方、2020年3月期、2021年3月期及び2022年3月期においては、事業ポートフォリオ改革として、HMI等の成長分野への経営リソースの集約及び地域ごとに成長分野へ注力することによるグローバル市場でのビジネス拡大等により、各年度において営業利益が前期比で30%以上の増益となることを見込んでいるとのことです。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。

なお、対象者は、2019年1月29日に公表した対象者予想修正プレスリリースのとおり、最近の一過性の要因による売上高の減少や一時的な費用の発生等を踏まえ、通期連結業績予想の修正を公表しているとのことです。このうち、売上高については、グローバルベースでの新車販売の低迷、特に中国市場変動による民族系顧客の販売不振及び日本国内におけるバス需要低迷の継続や運行データを活用した新しい運行管理システム事業の開始の遅れによる関連商品の販売減等により減収となる見込みとのことです。売上高の減少については来年度以降、市場自体の回復が見込まれること、中国市場においては顧客層の拡大が進捗していること、加えて東南アジア・ブラジルでの販売活動強化及び日本国内での上記運行管理システム事業が軌道に乗る見込みであることから、一過性の要因と考えているとのことです。一方で、調整後営業利益については、生産工場の再編、グローバル人員の更なる合理化、材料費低減活動の継続、製品設計見直しによる部品単価低減等の一連のコスト削減を短期間に実施することで、市場環境の変動にも対応し得るより筋肉質なコスト構造への変革を進めたとのことです。結果として、上記減収の影響は出るものの、減益額は限定的な範囲に留まる見込みとのことです。上記一連のコスト削減により損益分岐点の引き下げが達成できたため、来年度以降の売上高回復局面においては、更なる利益の拡大が期待できるとのことです。税引前利益、当期利益の減益は、調整後営業利益の減益を除けば中国元、メキシコペソ等の新興国通貨安の影響や本公開買付け関連費用、人員の合理化や生産工場再編に伴う構造改革費用といった一時的な要因によるものとのことです。上記を踏まえて、対象者は、当該業績予想修正は対象者の事業計画に重大な影響を与えるものではないと考えているとのことです。対象者取締役会は、2019年1月28日付で大和証券から当該業績予想修正を反映した事業計画を前提とした更新株式価値算定書を取得し、2018年10月26日開催の取締役会から2019年1月29日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書の算定結果に大きな変更はないことを確認しているとのことです。当該更新株式価値算定書によると、市場株価法では、算定基準日に変更がないことから本株式価値算定書の算定結果から変更はないとのことです。DCF法では、通期連結業績予想の修正と算定基準日の変更を踏まえて、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を、2,339円から3,350円までと算定しているとのことです。

対象者における独立委員会の設置及び意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2018年9月20日、対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグループから独立した上條正仁氏（対象者社外取締役、独立役員）並びに外部有識者である仁科秀隆氏（弁護士、中村・角田・松本法律事務所所属）及び山崎想夫氏（公認会計士・税理士、株式会社GGパートナーズ所属）の3名で構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対し、()本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）、()本取引の取引条件の公正性・妥当性、()本取引における手続の透明性・公正性、()本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、並びに、()本取引が対象者の少

数株主にとって不利益なものでないか（以下総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。

独立委員会は、2018年9月20日から10月25日までの間に合計6回開催され、本諮問事項についての審議及び検討を行ったとのことです。具体的には、独立委員会における審議及び検討に際しては、(a)対象者及び大和証券に対し、対象者における対象者の事業に関する現状認識及び本取引が対象者に与える影響並びに対象者、日立製作所及びフォルシアとの間で実施された交渉の推移等についての説明が求められ、これらについての質疑応答が行われたこと、(b)大和証券に対し、大和証券による対象者株式価値算定に関する説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(c)本取引に係る関連資料等が提出されたこと等により、本取引に関する情報収集が行われているとのことです。

独立委員会は、これらを踏まえ、本諮問事項について審議及び検討を行った結果、2018年10月25日、委員全員一致の決議により、対象者の取締役会に対し、()本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）、()本取引の取引条件の公正性・妥当性、()本取引における手続の透明性・公正性、()本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、並びに、()本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、を検討した結果、「()本取引の目的は合理的なものと認められる、()本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると認められる、()本取引において、手続の透明性・公正性は確保されていると認められる、()本公開買付けに対して、本公開買付けの公表の時点で対象者の取締役会が賛同意見及び応募推奨意見を述べることは相当である、()本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないと認められる。但し、上記()及び()について、本公開買付けは公表から開始までに相応の期間を要することが想定されており、本公開買付けの開始までの期間において市場株価が本公開買付け価格を上回る事態が生じる等の変動が起きた場合、別途の考慮を要する可能性はあり得る。」旨の答申を行い、同日付で対象者の取締役会に本答申書を提出したとのことです。

独立委員会から受領した本答申書によれば、独立委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は、以下のとおりであるとのことです。

- () 本取引の実施の理由として対象者から説明された内容（上記「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」記載の内容を含みます。）に不合理な点は見受けられず、本取引は、対象者が現在抱えている課題の解決に寄与することから、対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的なものと認められる。
- () 本取引における手続の透明性・公正性について、(a)対象者のプレスリリースにおいて、少数株主及び反対株主の利益に配慮した充実した正確な開示がなされていること、(b)対象者は、対象者取締役会の諮問機関として、独立委員会を設置し、本諮問事項について諮問を行っていること、(c)本公開買付けに関する意見の表明等を予定する対象者取締役会においては、まず、対象者の取締役6名のうち、日立製作所グループとの間に存在する利害関係について開示をした川本英利氏、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏以外の2名の取締役において審議の上、その全員一致で決議を行い、その後、対象者の取締役会の定足数を確保する観点から、川本英利氏、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏を加えた対象者の6名の全取締役にて改めて審議の上、その全員一致で決議を行うという二段階の手続を経る予定であること、(d)対象者は、対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、本取引に関する諸条件等についてのフォルシアらとの間の協議・交渉及び検討に際して助言を受けていること、(e)対象者は、対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグループから独立した第三者算定機関である大和証券に対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得していること、(f)本公開買付けでは、公開買付けの公表から公開買付けの開始までに、各国の独禁法に対応する必要性から相応の期間を要する見込みであり、株主が本公開買付けへの応募の是非を検討する十分な熟慮期間及び対抗的な買付の機会は客観的に確保されていること、(g)対象者と公開買付者及びフォルシアとの間の本公開買付契約において、下記「(4)本公開買付けに関する重要な合意」の「本公開買付契約」に記載の競合取引を制限する条項が定められているものの、上記契約においてはFiduciary out条項（注）が設けられており、合理的な対抗提案が出てきた場合には、対象者として対抗者との交渉を行うことが常に禁じられているわけではないこと等からすると、本取引においては、公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされており、本取引における手続の透明性・公正性が認められる。
- () 本取引の取引条件の公正性・妥当性について、(a)対象者に対する対象者の事業計画の作成経緯及び方法についてのヒアリングの結果、大和証券による対象者株式の算定方法及び算定プロセス並びに株式価値算定に関する考察過程についての説明等からすると、大和証券による対象者株式価値の算定方法及びその結果は、いずれも依拠するに足る信頼できるものであること、(b)大和証券による本株式価値算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値を、市場株価法で1,576円～2,263円、DCF法で2,231円～3,162円とされているところ、本公開買付け価格（1株2,500円）は、市場株価法により算定された対象者1株当たりの株式価値の上限を超過しており、かつ、DCF法により算定された対象者1株当たりの株式価値のレンジの範囲内の金額であることから、本公開買付け価格は、少数株主にとって不利益ではない水準に達していると考えられること、(c)本公開買付け価格は、2018年10月25日（以下「公表直前日」といいます。）

の東京証券取引所における対象者株式の終値2,263円に対して約10.47%、公表直前日の過去1ヶ月の平均終値1,906円に対して約31.16%、公表直前日の過去3ヶ月の平均終値1,673円に対して約49.43%、公表直前日の過去6ヶ月の平均終値1,576円に対して約58.63%のプレミアムが付されたものとなっているところ、近時の他の公開買付け（非上場化案件）におけるプレミアムとの関係でも遜色ないプレミアム水準が確保されていること、(d)本取引においては、少数株主が本公開買付け又は本株式売渡請求（下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義します。）若しくは本株式併合（下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義します。）のいずれによって対価を得たとしても、本公開買付けと同額の対価を得ることが確保されていること等からすると、本取引全体について、条件の公正性・妥当性が確保されていると認められる。但し、本公開買付けは公表から開始までに相応の期間を要することが想定されており、本公開買付けの開始までの期間において市場株価が本公開買付け価格を上回る事態が生じる等の変動が起きた場合、別途の考慮を要する可能性はあり得る。

() 上記()から()の検討の結果、本諮問事項()から()までについて、いずれも問題があるとは考えられないことから、本公開買付けに対して、本公開買付けの公表の時点で対象者の取締役会が賛同意見及び応募推奨意見を述べることは相当であるが、本公開買付けは公表から開始までに相応の期間を要することが想定されており、本公開買付けの開始までの期間において市場株価が本公開買付け価格を上回る事態が生じる等の変動が起きた場合、別途の考慮を要する可能性はあり得る。また、同様に、本答申書作成日時点の状況を前提に、本取引は、対象者の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。

(注) 一般に、M&A契約の締結後に、第三者から当該契約より有利な条件や企業価値向上に資する対抗提案が対象会社又は売主に対してなされた等の一定の事由が生じた場合に、対象会社又は売主が一定の条件の下でM&A契約上の義務から解放される旨を定めた条項をいいます。

また、対象者は、本公開買付けの開始にあたり、2019年1月18日に独立委員会に対し、独立委員会が2018年10月25日付で対象者に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。独立委員会は、当該諮問に対して検討を行った結果、2018年10月25日以降、2019年1月28日までの事情（対象者予想修正プレスリリースに記載の内容及び更新株式価値算定書の内容を含みます。）を勘案しても、本答申書において表明した意見の内容について変更すべき事情は見当たらないこと等を確認し、2019年1月28日、対象者の取締役会に対して、2018年10月25日付で表明した意見に変更がない（なお、本答申書における上記の本諮問事項「()本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非」に対する「対象者の取締役会が賛同意見及び応募推奨意見を述べることは相当である」との答申は、対象者による賛同意見及び応募推奨が少数株主にとって不利益なものでない旨の意見を述べたものである。）旨の答申書を提出しているとのことです。

対象者における独立した外部の法律事務所からの助言の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

なお、西村あさひ法律事務所は、対象者、日立製作所グループ及びフォルシアグループの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、大和証券から取得した本株式価値算定書の内容、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言その他の関連資料を踏まえつつ、独立委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、公開買付け者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、本公開買付け価格は妥当性を有するものと判断し、2018年10月26日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、当該時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、上記「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2019年1月17日に公開買付け者から、国内外の競争法に基づき必要な全ての手続及び対応が2019年1月30日までに完了する可能性があり、公開買

付者は、本公開買付前提条件が充足される場合に、2019年1月30日を公開買付開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、2019年1月29日現在においても、2018年10月26日時点における対象者の意見から変更はないと判断し、2019年1月29日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記両取締役会において、対象者は、対象者の全取締役について、本公開買付けに利益相反のおそれがあるとして対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議並びに本公開買付けに関するフォルシアとの協議から除外すべき取締役に該当しないと考えているため、いずれの取締役も本公開買付けに関するフォルシアとの協議から除外していないとのことです。但し、本公開買付けを含む本取引に関する利益相反の疑いを回避する観点から、慎重を期して、対象者の取締役のうち、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏は日立製作所の出身者であり、藤村一路氏は現在も日立製作所の完全子会社である日立オートモティブシステムズの取締役を兼務していることに鑑み、また、川本英利氏は、日立製作所の出身者ではなく、現在日立製作所又は日立オートモティブシステムズの役員も兼務していないものの、過去に日立オートモティブシステムズの役員を兼務していたことに鑑み、まず、対象者の取締役6名のうち、川本英利氏、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏以外の2名の取締役において審議の上、その全員一致で上記の旨の決議を行い、その後、対象者の取締役会の定足数を確保する観点から、川本英利氏、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏を加えた対象者の6名の全取締役に於て改めて審議の上、その全員一致で上記の旨の決議を行うという二段階の手続を経ているとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間については、21営業日に設定しております。公開買付期間は比較的短期ですが、対象者としては、本公開買付けの公表から開始までの期間が長期にわたったため、対象者の一般株主の皆様の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えているとのことです。また、上記「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、対象者の長期的な事業構造や資本政策の検討にあたって、幅広い事業領域からグローバルに新たなパートナー候補の検討を行い、そのうち戦略的合理性のある複数の候補先に対して打診を行っており、他の候補先との比較を通じてフォルシアグループを最終的に新たなパートナー候補先として選定している経緯があるとのことです。従って、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に設けられていたと考えているとのことです。

なお、対象者は、下記「(4)本公開買付けに関する重要な合意」の「本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約においては一定の取引保護条項が規定されておりますが、第三者によって一定の対抗提案がなされ、対象者の取締役会が、合理的な根拠に基づいて、本意見表明（下記「(4)本公開買付けに関する重要な合意」の「本公開買付契約」に定義します。）及びその維持が対象者の取締役及び執行役の善管注意義務違反を構成し得ると判断し、かつ、公開買付者が本取引に関する諸条件をこれと同等以上の内容に変更しない場合には、本公開買付けへの賛同表明を撤回することや第三者による公開買付けに賛同することが可能であり、公開買付者以外の者による買付け等の機会は確保されているものと考えているとのことです。

公開買付者としても、本公開買付けの公表から開始までの期間が長期にわたっていることから、対象者の一般株主の皆様の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

本応募契約

本公開買付けに際し、公開買付者は、2018年10月26日付で、フォルシア及び日立製作所との間で、日立製作所が本応募株式（35,963,034株、所有割合：63.81%）について、本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しております。また、本応募契約においては、日立製作所は、直接又は間接に、フォルシアグループ以外の者に対して、対象者に対する出資、日立製作所が所有する本応募株式の処分又は対象者の事業若しくは重要な資産の処分に関する勧誘、推奨、交渉、合意又は情報提供を行ってはならないとされております。但し、公開買付期間が終了するまでに公開買付者以外の第三者から、対抗提案に基づく取引が実行された場合には直接又は間接に、当該第三者が対象者株式の全てを保有することとなる対抗提案がなされ、日立製作所の取締役会が、当該対抗提案及び本公開買付けに関する買付価格その他関連要素を含む合理的な根拠に基づいて、当該対抗提案を考慮すると、本公開買付けへの応募が、適用のある法令において、日立製作所の取締役及び執行役の善管注意義務違反を構成し得ると判断した場合であって、公開買付者が本取引に関する諸条件を当該対抗提案と同等以上の内容に変更しない場合には、これらの限りではありません。

本応募契約において、日立製作所が本公開買付けに応募する前提条件として、本公開買付けの開始日において、本公開買付けが開始されており、公開買付者が本公開買付けに関連する法律の下で履行することが求められている義務を履行していること、本公開買付けの完了を阻止する保全命令、仮差止又は差止その他の決定がなされていないこと、本公開買付けの実行を違法にするような本公開買付けに適用される法令等が制定されて

いないこと、公開買付者が履行又は遵守すべき本応募契約上の義務（注1）を重要な点において履行していること、及び、公開買付者の表明保証事項（注2）が重要な点において真実かつ正確であることが規定されています。但し、上記前提条件の一部又は全部が充足されない場合においても、日立製作所が自らの判断において当該前提条件を放棄し、本公開買付けに応募することは制限されていません。

また、日立製作所は、本公開買付けが成立し、かつその決済が行われた場合、本公開買付けに係る決済の開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される時は、当該株主総会における本応募株式に係る議決権その他一切の権利の行使につき、公開買付者の選択に従い、（ ）公開買付者の指定する第三者（公開買付者を含みます。）に対する包括的代理権の授与、又は（ ）公開買付者の指示に従った議決権行使を行うべき義務を負っております。

（注1） 本応募契約において、公開買付者は、本公開買付けの開始義務、本公開買付けに関して競争法上要求される全ての適切な届出を行う義務、秘密保持義務、本応募契約に関連して自らに発生する費用等の負担義務、契約上の権利義務の譲渡禁止義務を負っております。

（注2） 本応募契約においては、（ ）設立及び存続の有効性、（ ）本応募契約の締結に関する権利能力、必要な手続の履践、（ ）本応募契約の有効性及び執行可能性、（ ）法令等との抵触の不存在、（ ）公開買付者又はフォルシアにおいて本公開買付けの実行に十分な現金又は借入枠の確保がなされていることが公開買付者の表明保証事項とされております。

本公開買付契約

本公開買付けに際し、対象者は、2018年10月26日付で、フォルシア及び公開買付者との間で、本公開買付契約を締結しております。

本公開買付契約においては、公開買付者が本公開買付けを開始した場合、本公開買付けに賛同する旨の意見表明及び、対象者の取締役及び執行役の善管注意義務違反を構成し得る場合を除き、対象者の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の表明（以下「本意見表明」といいます。）を行い、公開買付期間中、これを維持し、かつ、第三者による公開買付けに賛同しない旨が規定されております。また、本公開買付契約においては、対象者は、直接又は間接に、フォルシアグループ以外の者に対して、対象者に対する出資、日立製作所が所有する本応募株式の処分又は対象者の事業若しくは重要な資産の処分に関する勧誘、推奨、交渉、合意又は情報提供を行ってはならないとされております。但し、公開買付期間が終了するまでに公開買付者以外の第三者から、対抗提案に基づく取引が実行された場合には直接又は間接に、当該第三者が対象者株式の全てを保有することとなる対抗提案がなされ、対象者の取締役会が、当該対抗提案及び本公開買付けに関する買付価格その他関連要素を含む合理的な根拠に基づいて、当該対抗提案を考慮すると、本意見表明及びその維持が、適用のある法令等において、対象者の取締役及び執行役の善管注意義務違反を構成し得ると判断した場合であって、公開買付者が本取引に関する諸条件を当該対抗提案と同等以上の内容に変更しない場合には、これらの限りではありません。

また、本公開買付契約においては、対象者が本意見表明を行う前提条件として、本公開買付けが開始されており、公開買付者が本公開買付けに関連する法律の下で履行することが求められている義務を履行していること、公開買付者の表明保証事項（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、公開買付者が履行又は遵守すべき本公開買付契約上の義務（注2）を重要な点において履行していること、本公開買付けの完了を阻止する保全命令、仮差止又は差止その他の決定がなされていないこと、及び、本公開買付けの実行を違法にするような本公開買付けに適用される法令等が制定されていないことが規定されております。但し、上記前提条件の一部又は全部が充足されない場合においても、対象者が自らの判断において当該前提条件を放棄し、本意見表明を行うことは制限されております。

その他、本公開買付けに関する義務として、対象者は、（ ）本公開買付契約の締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、対象者の事業を通常の過程及び範囲内において遂行すること、（ ）公開買付者又は競争当局に対して、競争法上の手続に必要な情報を提供すること、（ ）株式発行、合併、配当金交付、解散等の重要な行為を行わないこと、（ ）本公開買付けの開始日までに対象者に関するインサイダー情報を認識した場合、速やかに開示すること、（ ）本公開買付契約において想定される取引に関して第三者からの承諾が要求される第三者との所定の契約について、本公開買付けの決済開始日までの間に承諾を取得する商業上合理的な努力をすること、（ ）本公開買付けが成立した場合、公開買付者が対象者株式の全てを取得する手続に必要な協力を行うこと、（ ）秘密保持義務、（ ）契約上の権利義務の譲渡禁止義務について合意しております。

（注1） 本公開買付契約においては、（ ）設立及び存続の有効性、（ ）本公開買付契約の締結に関する権利能力、必要な手続の履践、（ ）本公開買付契約の有効性及び執行可能性、（ ）法令等との抵触の不存在が公開買付者の表明保証事項とされております。

（注2） 本公開買付契約においては、公開買付者は、本公開買付けの開始義務、秘密保持義務、契約上の権利義務の譲渡禁止義務を負っております。

移行サービスの提供及び事業提携に関する契約

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けが成立した場合、対象者は日立製作所の子会社ではなく、対象者と日立製作所との資本関係はなくなりますが、対象者の事業活動を円滑に継続するため、日立製作所による対象者に対する移行サービスの提供及び事業提携について、対象者、日立製作所、日立オートモティブシステムズ及びフォルシアは移行サービス提供契約を、また日立製作所、日立オートモティブシステムズ及びフォルシアはパートナーシップ契約を、それぞれ2019年1月28日付で締結しております。

移行サービス提供契約においては、フォルシアによる対象者株式の取得に関して、日立製作所が本公開買付け終了後に一定期間対象者に提供するIT、共同調達等に関する移行サービスや、人事制度、ブランド使用、資金調達、保険等の移行に関する取扱いが定められております。

また、パートナーシップ契約においては、対象者の主要な事業で使用されている日立製作所及び日立オートモティブシステムズ所有の知的財産権の使用許諾、フォルシアと日立製作所及び日立オートモティブシステムズとの間での自動運転ソリューションに関するパートナーシップの形成、日立オートモティブシステムズから対象者に対する特定のノウハウの移転、対象者と日立製作所の研究開発部門が現在行っているプロジェクトの継続等が定められております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、以下に述べる方法により、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しています。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定です。

本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会決議（取締役会決議による委任に基づく執行役の決定を含みます。）により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の皆様のご個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者株式の全部を取得します。そして、売渡株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、公開買付者より本株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会（取締役会決議による委任を受けた執行役を含みます。）は、公開買付者による本株式売渡請求を承認する予定とのことです。

本株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、当該申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する、又は、2019年6月に開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といい、以下、本臨時株主総会又は本定時株主総会を「本株主総会」といいます。）において、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含めることを対象者に要請する予定です。本臨時株主総会を開催する場合、開催時期は未定です。なお、公開買付者は、本株主総会において当該議案に賛成（本応募契約に基づき、日立製作所に対し賛成の議決権行使を求めることを含みます。）する予定です。

本株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、対象者の株主は、本株式併合がその効力を生じる日において、本株主総会において承認が得られた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することになります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（対象者を除きます。）の

皆様に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。

本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の皆様が所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

また、本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数の1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の皆様が所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることになる予定です。なお、当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記各手続については、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者の株主の対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。

但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続に従って、対象者株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、対象者において上記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合にも、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2019年1月30日(水曜日)から2019年2月28日(木曜日)まで(21営業日)
公告日	2019年1月30日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は2019年3月13日(水曜日)まで(30営業日)となります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 ベーカー & マッケンジー法律事務所
東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー28階
弁護士 稲葉 正泰
電話番号 03-6271-9509
確認受付時間 平日午前10時から午後5時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、2,500円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>フォルシアは、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して2018年9月中旬から10月上旬にかけて実施したデューディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、フォルシアは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、2018年10月25日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値(2,263円)、同年10月25日までの過去1ヶ月間、同3ヶ月間、同6ヶ月間の終値の単純平均値(1,906円、1,673円及び1,576円)の推移並びに一部報道メディアによる憶測報道(注2)があった2018年10月18日の前営業日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値(1,915円)を参考にいたしました。更に、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例(完全子会社化を前提とした公開買付けの事例)、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通し等を総合的に勘案し、日立製作所及び対象者との協議及び交渉を踏まえて、2018年10月26日、フォルシア及び公開買付者は、2,500円を本公開買付価格とすることを最終的に決定いたしました。フォルシア及び公開買付者は、上記の要素を総合的に考慮し、かつ、日立製作所及び対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しているため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり2,500円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2018年10月25日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値2,263円に対して10.47%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,906円に対して31.16%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,673円に対して49.43%及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,576円に対して58.63%、一部報道メディアによる憶測報道があった2018年10月18日の前営業日の終値1,915円に対して30.55%、本書提出日の前営業日である2019年1月29日の終値2,490円に対して0.40%のプレミアムを加えた金額となります。</p> <p>(注1) 対象者は、2018年10月1日を効力発生日として、対象者株式5株につき1株の割合をもって株式の併合を行っております。株式の併合の権利落ち日(2018年9月26日)前の株価については、5を乗じることにより算出した調整後株価を使用しております。</p> <p>(注2) 日立製作所が保有する対象者株式の売却プロセスが最終局面に近づいているとの内容。</p>
算定の経緯	<p>フォルシアは、2018年5月上旬に、対象者の親会社である日立製作所に対して対象者株式の売却を含む資本業務提携に係る初期的な打診を行ったところ、日立製作所より日立製作所の子会社であり日立製作所グループの中でオートモティブ事業について対象者と協業を行う日立オートモティブシステムズの紹介を受けました。2018年7月下旬に行われた日立製作所及び日立オートモティブシステムズとの相互の事業内容、事業方針の理解を深める協議を通じて、フォルシアは、対象者株式を100%取得することにより対象者とParrot・Coagentを含むフォルシアグループの持つ経営資源と技術力を完全に統合することで、自動車利用者及び自動車メーカーのニーズに応えられる強固なグローバルのcockpitエレクトロニクス事業体が生まれると考えました。そこで、2018年7月下旬に、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズに対して、対象者とフォルシアグループの相互の地理的優位性を活用したIVI事業の伸展などの具体的なシナジーや買収後の対象者のフォルシアグループでの第4のビジネスグループとしての位置付けを含む対象者株式100%買収の初期的提案を行いました。</p>

	<p>フォルシアによる初期的提案を契機に、2018年8月上旬より、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズとフォルシアは本公開買付けに向けた具体的な協議・検討を開始しました。フォルシアは、かかる協議・検討と2018年9月中旬から10月上旬にかけて実施したデューディリジェンスの結果を踏まえ、2018年10月上旬に、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズに対して最終提案書を提示しました。</p> <p>その後、フォルシアは、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズとの間で、本取引の諸条件について協議・交渉を進めました。その結果、対象者、日立製作所及び日立オートモティブシステムズとの間で、本公開買付価格を含む本取引の諸条件について2018年10月下旬に合意に至ったことから、公開買付者及びフォルシアは、2018年10月26日、日立製作所との間で本応募契約を、対象者との間で本公開買付契約を、それぞれ締結し、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終え又は公開買付期間中に終わられるとの確認が得られ、本公開買付前提条件が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）に、本公開買付けを実施することを決定し、併せて、本公開買付価格を2,500円と決定しました。</p> <p>フォルシアは、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して2018年9月中旬から10月上旬にかけて実施したデューディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、フォルシアは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、2018年10月25日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値（2,263円）、同年10月25日までの過去1ヶ月間、同3ヶ月間、同6ヶ月間の終値の単純平均値（1,906円、1,673円及び1,576円）の推移並びに一部報道メディアによる憶測報道があった2018年10月18日の前営業日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値（1,915円）を参考にいたしました。更に、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例（完全子会社化を前提とした公開買付けの事例）、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通し等を総合的に勘案し、日立製作所及び対象者との協議及び交渉を踏まえて、最終的に本公開買付価格を2,500円とすることを決定いたしました。</p>
--	---

（3）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
56,361,277（株）	37,574,200（株）	-（株）

- （注1） 応募株券等の総数が買付予定数の下限（37,574,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（37,574,200株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- （注2） 単元未満株式（対象者は、2018年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更しています。）についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- （注3） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- （注4） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数（56,361,277株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第3四半期決算短信に記載された2018年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（56,548,837株）から、同日現在の自己株式数（187,560株）を控除した株式数（56,361,277株）になります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	563,612
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2019年1月30日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年1月30日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2018年9月30日現在)(個)(j)	280,948
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))\times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(56,361,277株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2018年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2018年11月8日に提出した第79期第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。但し、対象者は、2018年10月1日を効力発生日として、対象者株式5株につき1株の割合の株式の併合及び対象者株式の単元につき1,000株から100株への変更を行っていること、並びに単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期決算短信に記載された2018年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(56,548,837株)から、同日現在の自己株式数(187,560株)を控除した株式数(56,361,277株)に係る議決権の数(563,612個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本件株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出が受理された日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、2018年11月20日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。そして、2018年12月14日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は、排除措置命令の事前通知を受けることなく終了しております。また、本件株式取得に関しては、2018年12月20日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。

中国独占禁止法

公開買付者は、中国の独占禁止法に基づき、中華人民共和国国家市場監督管理総局（以下「中国国家市場監督管理総局」といいます。）に対し、本件株式取得の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。中国国家市場監督管理総局が正式に届出を受理する前に、担当官は当該届出の完全性につき確認します。届出が完全性を有するものとして受理され次第、中国国家市場監督管理総局は、当該届出が受理された日から30日の審査期間内に、本件株式取得を承認するか、より詳細な審査（以下「第二次審査」といいます。）を行うかの決定を行います。中国国家市場監督管理総局が第二次審査を行う旨決定した場合は、その決定日から90日以内の審査期間（但し、この審査期間は最長60日間延長される場合もあります。）内に中国国家市場監督管理総局が本件株式取得を承認したとき、公開買付者は本件株式取得を実行することができます。

なお、本件株式取得についての事前届出は、2018年11月6日（現地時間）付で中国国家市場監督管理総局に提出され、2018年12月10日（現地時間）付で完全性を有するものとして受理されております。その後、中国国家市場監督管理総局から、2019年1月7日（現地時間）付で本件株式取得を承認する旨を決定する文書が発出されました。

米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（その後の改正を含み、以下「米国反トラスト法」といいます。）に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（以下併せて「米国反トラスト当局」と総称します。）に対し、本件株式取得の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。公開買付者は、いずれかの米国反トラスト当局から15日の経過前に追加情報の提供要請（以下「セカンドリクエスト」といいます。）が発せられない限り、上記届出から15日の経過後（そのような日が土曜日、日曜日又は祝日である場合はその翌日の経過後）に本件株式取得を実行することが可能となります。

米国反トラスト当局に対する本件株式取得についての公開買付者の事前届出は、2018年11月20日（現地時間）付で提出され、同日付で受理されております。待機期間はセカンドリクエストが発せられることなく2018年12月5日（現地時間）に終了しており、同日付で本件株式取得を実行することが可能となったことを確認しております。

ドイツ競争制限禁止法

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法（以下「ドイツ競争制限禁止法」といいます。）に基づき、連邦カルテル庁に対し、本件株式取得の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出より原則として1ヶ月間の待機期間中は本件株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から本件株式取得がドイツ競争制限禁止法に定める禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知を受領すれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本件株式取得を実行することができます。

公開買付者は、2018年10月30日（現地時間）に連邦カルテル庁に対して事前届出を行い、同日付で受理されたことが確認されておりましたが、本件株式取得に関しては、2018年11月22日（現地時間）付で、連邦カルテル庁から本件株式取得が禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知が発出され、公開買付者は、2018年11月23日（現地時間）付で当該通知を受領し、同日付で本件株式取得の承認がなされたことを確認しております。

メキシコ経済競争に関する連邦法

公開買付者は、メキシコの経済競争に関する連邦法に基づき、連邦経済競争委員会に対し、本件株式取得の前に企業結合に関する事前届出をする必要があります。連邦経済競争委員会は、当該届出が受理されてから10営業日以内に追加の情報提供依頼を行います。連邦経済競争委員会は、第二次情報提供依頼を行うために、情報提供依頼に対する回答の提出日から15営業日を有します。本件株式取得に関する決議は、第一次情報提供依頼又は該当する場合には第二次情報提供依頼に対する回答が提出されてから60営業日以内に行われます。

本件株式取得についての事前届出は、2018年11月14日（現地時間）前に連邦経済競争委員会に提出されています。連邦経済競争委員会から、2018年11月27日（現地時間）付で情報提供依頼が出され、2018年12月20日（現地時間）付で情報提供依頼に対する回答が完了しました。その後、連邦経済競争委員会から、本件株式取得を承認する旨の通知（2019年1月24日（現地時間）作成）が発出されました。公開買付者は、2019年1月25日（現地時間）に当該通知を受領し、同日付で本件株式取得の承認がなされたことを確認しております。

ブラジル競争保護法

公開買付者は、ブラジル競争保護法に基づき、経済擁護行政委員会に対し、本件株式取得の前に企業結合に関する事前届出をする必要があります。経済擁護行政委員会は、当該届出が受理されてから240日以内に本件株式取得を承認するか否かの決定を行います（当該審査期間は、最長90日間延長される可能性があります。）。

本件株式取得についての事前届出は、2018年11月26日（現地時間）付で経済擁護行政委員会に受理されています。公開買付者は、2018年12月4日（現地時間）付で本件株式取得を承認する旨の通知を受領しました。経済擁護行政委員会は、2018年12月21日（現地時間）に本件株式取得を承認する旨の決定に対する不服申立ての期間が経過し、当該決定が最終的に確定したことを証明する証明書を発出しております。

ハンガリー不公正・制限的市場慣行禁止法

公開買付者は、ハンガリーの不公正・制限的市場慣行禁止法に基づき、ハンガリー競争当局に対し、本件株式取得の実施前に本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。

ハンガリー競争当局は、当該届出が正式に受理されてから8日以内に取引を審査するか否かの決定を行います。ハンガリー競争当局が審査の実施を決定した場合には、30日の審査期間（但し、この審査期間は最長20日間延長される場合もあります。）内に、本件株式取得を承認するか、より詳細な二次審査を行うかの決定を行います。ハンガリー競争当局が、二次審査を行う旨決定した場合には、その日から4ヶ月間の審査期間（但し、この審査期間は最長2ヶ月間延長される場合もあります。）内に本件株式取得を承認するか禁止するか決定を行うこととなります。

本件株式取得についての事前届出は、2018年11月19日（現地時間）付でハンガリー競争当局に受理されています。その後、ハンガリー競争当局から、2018年11月22日（現地時間）付で本件株式取得を承認する旨の証明書が発出され、公開買付者は、同日付で当該証明書を受領し、同日付で本件株式取得の承認がなされたことを確認しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	公正取引委員会	2018年12月14日 （排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）	公経企第943号
中華人民共和国	中華人民共和国国家市場 監督管理総局	2019年1月7日	反壟断審査函 [2019]第9号
米国	米国連邦取引委員会	2018年12月5日	20190363
ドイツ	連邦カルテル庁	2018年11月22日	B9-180/18
メキシコ	連邦経済競争委員会	2019年1月24日	CNT-168-2018
ブラジル	経済擁護行政委員会	2018年12月4日	08700.006652/2018-18
ハンガリー	ハンガリー競争当局	2018年11月22日	B/881-6/2018

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。なお、応募の際にはご印鑑をご用意ください。

オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）（以下「日興イーリートレード」といいます。）による応募株主等は、日興イーリートレードにログイン後、画面より「日興イーリートレード 公開買付け取引規程」を確認のうえ所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーリートレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）における日興イーリートレードのご利用申し込みが必要です。

応募に際しては、応募株主口座に、応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知（注1）を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。なお、日興イーリートレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である東京証券代行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

- (注1) 本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知について
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの（通知カードは除く。）は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)(2)	
B. 本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(3)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証(4)
		公務員共済組合の組合員証(4)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(2)

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(5)
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証(4)
	公務員共済組合の組合員証(4)
	パスポート(3)

- (1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
(2) 住民票の写しなどは、発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
(3) パスポート公印(外務大臣印)が記載されているページまで必要となります。
(4) ご住所の記入漏れがないようご確認ください。
(5) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- （注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

なお、日興イーゼットレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーゼットレードにログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
（その他のS M B C日興証券株式会社国内各営業店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が前記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	140,903,192,500
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	130,000,000
その他(円)(c)	12,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	141,045,192,500

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(56,361,277株)に、1株当たりの本公開買付価格(2,500円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計(b)			-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
自動車部品の製造	フォルシア・エス・イー (Faurecia S.E.) (フランス ナンテール、 92000、アヴェニュー ドゥ シャン ピエル 23-27 (23-27, avenue des Champs Pierreux, 92000 Nanterre, France))	買付け等に要する資金の借 入れ(注1)	141,550,000
-	-	-	-
計(c)			141,550,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、2019年1月29日付で、親会社であるフォルシアより、公開買付者に対して11.10億ユーロ(ヘッジ外国為替相場で1415億5000万円に相当)(以下「フォルシア融資枠」といいます。)を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。

(注2) フォルシアは、上記金額の融資を行うにあたり、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクから最大7億5042万ユーロ(約931億円)(以下「クレディ・アグリコル融資枠」といいます。)を借入れる予定です。フォルシアは、上記資金調達の裏付けとして、融資証明書記載の条件に基づき、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクから7億5042万ユーロ(約931億円)を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、2019年1月25日付で受領しております。また、公開買付者は、フォルシアが、フォルシア融資枠とクレディ・アグリコル融資枠との差額を補填するに足る十分な手元現預金を有していることを、フォルシアの財務諸表等により確認しております。

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

141,550,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2)【決済の開始日】

2019年3月7日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は2019年3月20日(水曜日)となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーリートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（37,574,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（37,574,200株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事由に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
2016年12月	商号をエナップ シス エスエーエス (Hennape Six SAS) とし、本店所在地をフランス ナンテール、92000、リュ エナップ 2 (2, rue Hennape, 92000 Nanterre, France) とし、資本金の額10,000ユーロとする単純型株式会社として設立
2018年11月	本店所在地をフランス ナンテール、92000、アヴェニュードゥ シャン ピエルー 23-27 (23-27 avenue des Champs Pierreux, 92000 Nanterre, France) に変更

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

公開買付者は、フランス及び全ての国々において、直接又は間接的に以下の事項を行うことをその目的としています。

1. 設立済又は設立予定の法人の法人形態を問わず、あらゆる種類の事業に関する株式又は利益の取得、その結果関連する取引や出資及び持分のポートフォリオの管理
2. 賃貸借又は買受け特約付き賃貸借の取り決めを通じたプラント、工場、オフィス又は店舗の取得、管理及び運営を含む不動産及び財産権の取得及び管理、並びに付随的に陸上車や海上船舶、航空機と共に、資本財、固定や可動式、自走の装置、機械又は道具の販売
3. 商業、工業、不動産又は金融事業の評価、創出、促進、運営、経営及び管理
4. 全ての事業へのあらゆるサービスの提供
5. 直接又は間接に前記目的、それらに類似する、付随する又は補足的な目的に関連する不動産、工業、商業又は金融取引の実施

(事業の内容)

設立済又は設立予定のあらゆる形態の法人への出資及び利益の取得並びにそれらに伴う関連する取引や出資及び持分のポートフォリオの管理

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2019年1月30日現在

資本金の額 (ユーロ)	発行済株式の総数 (株)
10,000	1,000

【大株主】

2019年1月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式の数の割合 (%)
フォルシア・エス・イー (Faurecia S.E.)	フランス ナンテール、92000、アヴェ ニュー ドゥ シャン ピエルー 23-27 (23 - 37 avenue des Champs Pierreux, 92000 Nanterre, France)	1,000	100.00
計	-	1,000	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2019年1月30日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
プレジデント	-	ノルウェン・ ドゥロネイ (NoIwenn DeIaunay)	1976年10月28日	2002年12月 シモンズ・アンド・シモンズ パリ(法律 事務所)弁護士 2007年9月 エアバス・グループ プロジェクトファイ ナンス及びイノベティブ コントラクト 部リーガルディレクター 2015年3月 フォルシアグループ ジェネラルカウンセ ル 2016年3月 フォルシア取締役会秘書役 2016年12月 公開買付者プレジデント(現任) 2018年1月 フォルシアグループ チーフコンプライア ンスオフィサー(現任)	-
計					-

(2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、フランスにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、監査法人の監査を受けております。

本項におけるユーロから日本円への換算は、2017年12月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の最終公表相場の仲値である1ユーロ=134.94円を使用しています。

公開買付者の最近事業年度は2018年度ですが、当該年度の財務諸表は第1四半期末より前に作成されず、本書提出日現在作成されておりませんので、2017年度の財務諸表を掲載しております。

なお、公開買付者は2016年12月22日に設立されたため、2017年度は2016年12月22日から2017年12月31日までを会計期間としております。

【貸借対照表】

貸借対照表-資産	2017年度					
	(ユーロ)			(円)		
	総額	減価償却	純額	総額	減価償却	純額
引受済みの資本金()						
主要な費用						
研究開発						
特許						
のれん						
その他無形固定資産						
固定資産前払金						
無形固定資産合計						
土地						
建物						
産業及び技術プラント						
その他プラント						
建設仮勘定						
固定資産前払金						
有形固定資産合計						
関連投資						
その他持分投資						
持分投資に係る貸付金						
その他長期投資有価証券						
貸付金						
その他長期投資						
長期投資合計						
非流動資産合計()						
原材料						
仕掛品 - 製品						
仕掛品 - サービス						
半製品及び完成品						
商品						
在庫合計						
発注に係る前払金						
営業取引債権及び関連債権						
その他債権						
未収入金						
売上債権合計						
市場性有価証券 (株式数)						
預金及び手元現金	9,004		9,004	1,215,000		1,215,000
現金及び現金同等物合計	9,004		9,004	1,215,000		1,215,000
前払金						
流動資産合計()	9,004		9,004	1,215,000		1,215,000
繰延手数料()						
社債償還プレミアム()						
未実現為替差損()						
合計(~)	9,004		9,004	1,215,000		1,215,000

貸借対照表-資本及び負債	2017年度	
	(ユーロ)	(円)
資本金	10,000	1,349,400
追加払込資本		
再評価引当		
法律上の引当金		
規則・契約上の引当金		
税務上の引当金		
その他引当金		
引当金合計		
利益剰余金		
当期純利益(損失)	(4,525)	(610,604)
投資上の補助金		
税務上の引当金		
株主資本合計()	5,475	738,797
優先株式		
劣後ローン		
類似資本合計()		
偶発損失引当金()		
損失引当金		
偶発損失引当金()		
転換社債		
その他社債		
銀行借入		
その他借入		
借入金合計		
仕掛品に係る前受金		
営業取引債務及び関連債務	3,529	476,203
税金及び従業員関連債務		
固定資産関連債務		
その他負債		
営業負債合計	3,529	476,203
繰延収益		
負債合計()	3,529	476,203
未実現為替益()		
合計(~)	9,004	1,215,000

【損益計算書】

損益計算書	2017年度			
	国内	輸出	合計	
			(ユーロ)	(円)
商品売上				
完成品売上				
サービス売上				
売上高				
完成品等の在庫変動				
完成品等に係る資産化項目				
補助金				
減価償却及び引当金戻入、費用の組替				
その他収益				
営業収益合計()				
仕入高(関税含む)				
仕入高の在庫変動				
原材料等の購入(関税含む)				
原材料等の在庫変動				
その他購入及び外部手数料			4,384	591,577
所得税以外の税金費用			141	19,027
賃金及び給与				
従業員福利厚生費用				
減価償却及び引当金繰入(営業項目) :				
減価償却費(非流動資産)				
引当金繰入(非流動資産)				
引当金繰入(流動資産)				
偶発損失引当金の繰入額				
その他費用				
営業費用合計()			4,525	610,604
営業利益(損失)			(4,525)	(610,604)
譲受利益及び譲渡損失()				
譲渡利益及び譲受損失()				
投資に係る財務利益				
その他市場性有価証券及び長期貸付金に係る収益				
受取利息等				
引当金戻入及び費用の組替				
為替差益				
市場性有価証券の売却益				
財務収益合計()				
財務項目に係る償却及び引当金繰入				
支払利息等				
為替差損				
市場性有価証券売却に係る費用				
財務費用合計()				
財務収益(純額)(-)				
経常利益(- + - + -)			(4,525)	(610,604)

損益計算書(続き)	2017年度	
	(ユーロ)	(円)
非資本取引に係る特別利益		
資本取引に係る特別利益		
引当金戻入及び費用の組替		
特別利益合計()		
非資本取引に係る特別損失		
資本取引に係る特別損失		
非経常的な減価償却費及び引当金繰入		
特別損失合計()		
特別利益(損失)の純額(-)		
従業員に対する利益分配()		
税金費用()		
収益合計(+ + +)		
費用合計(+ + + + +)	4,525	610,604
当期純利益(損失)(収益合計 - 費用合計)	(4,525)	(610,604)

【株主資本等変動計算書】

(ユーロ)

期首残高		金額
前年度配当前株主資本		
前年度配当額		
前年度配当後株主資本		
当期変動額	減少	増加
資本金		10,000
追加払込資本		
準備金		
当期純利益(損失)	4,525	
税制上の引当金		
その他		
	残高	5,475
期末残高		金額
配当前株主資本		5,475

(円)

期首残高		金額
前年度配当前株主資本		
前年度配当額		
前年度配当後株主資本		
当期変動額	減少	増加
資本金		1,349,400
追加払込資本		
準備金		
当期純利益(損失)	610,604	
税制上の引当金		
その他		
	残高	738,797
期末残高		金額
配当前株主資本		738,797

[会計方針]

- 重要な後発事象

該当ありません。

- 会計方針

財務諸表は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（規則第2014-03号（French Accounting Standards Authority（ANC）によって発行、またANC及びFrench Accounting Regulation Committee（CRC）によって改定））に準拠して作成及び適正に表示しております。

一般的な会計原則は、保守主義の原則及び企業活動に真実且つ公正な概観を与えることを目的とし、以下の基本的な会計概念に則って適用しております。

- 1．継続企業の前提
- 2．継続性の原則
- 3．発生主義
- 4．財務諸表の作成及び表示に係る規則

財務諸表は原価主義に基づき作成しております。

当会計年度より受取配当金に係る源泉徴収を、財務収益における控除項目として表示しております。

当会計年度において、重要な評価方法の変更はありません。

2．1 長期投資資産

長期投資資産の簿価は寄与価値または取得原価のいずれかによって計上されております。

持分投資については報告日時点において減損テストが実施され、簿価を下回る場合は引当金を計上しております。使用価値は子会社純資産、収益性及び将来の見通しの見積額をもとに測定されています。

会社の売却が将来予見されている場合、使用価値は過去の取引実績をもとに決定されます。

2．2 債権及び債務

債権及び債務は額面価格にて評価しております。

貸倒懸念債権は各債権における回収不能額を見積り、個別に計上しております。

2．3 外貨建取引

ヘッジ会計を適用していない外貨建取引は取引日レートにて換算し、外貨建債権債務及び現金残高は期末レートにて換算しております。期末レートでの換算によって生じる為替差損益は未実現為替差損益として計上しております。

ヘッジ会計を適用している外貨建取引は予約レートにて換算し、為替差損益の純額は金融資産または負債として計上しております。

偶発債務は未実現為替差損として計上しております。

2．4 偶発債務及び損失引当金

将来において費用の発生可能性が高く、かつ合理的な見積もりが可能な過去の事象に起因する法令又は契約上の義務を負っている場合に引当金を認識しております。

2．5 特別損益（純額）

非経常的な項目については特別利益及び特別損失の区分に計上し、有価証券の引当金の戻入を含めております。

- 後発事象

報告日以降において重要な後発事象は発生しておりません。

満期別残高

(ユーロ)

負債	残高	1年以下	1年超5年以下	5年超
買掛金	3,529	3,529		
未払人件費				
社会保障				
負債合計	3,529	3,529		

(円)

負債	残高	1年以下	1年超5年以下	5年超
買掛金	476,203	476,203		
未払人件費				
社会保障				
負債合計	476,203	476,203		

追加情報

債権について

該当事項はありません。

監査報酬について

当会計期間において、監査人に監査証明業務に基づく報酬を3,529ユーロ(約476,203円)支払っております。

未収収益

該当事項はありません。

未払費用

	金額	
	(ユーロ)	(円)
購買に係る未払費用	3,529	476,203
合計	3,529	476,203

株式数明細

	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期末株式数	一株当たり情報	
					(ユーロ)	(円)
普通株式	1,000			1,000	10	1,349
合計	1,000			1,000		

繰延収益及び前払費用
 該当事項はありません。

特別損益
 該当事項はありません。

税金費用の内訳
 公開買付者の課税所得はフォルシアグループ全体の課税所得に含まれております。
 フォルシアグループを納税主体として連結納税を適用しておりますが、法人税額は各社にて計算しております。
 2017年の実効税率34.43%は以下のとおり構成されております。
 - 法人税所得税率は課税標準額に対し33.33%であります。
 - 社会保障の3.3%は税金費用(上限あり)に基づいて計算しております。

(ユーロ)

内訳	税引前純利益	法人税等	税引後純利益
経常利益	(4,525)		(4,525)
特別損益			
従業員に対する利益分配			
会計上の純利益	(4,525)		(4,525)

(円)

内訳	税引前純利益	法人税等	税引後純利益
経常利益	(610,604)		(610,604)
特別損益			
従業員に対する利益分配			
会計上の純利益	(610,604)		(610,604)

純利益に対する税務上の影響

	(ユーロ)	(円)
当期純利益	(4,525)	(610,604)
引当繰入額		
引当金取崩額		
税務上の繰入額及び取崩額の変動に伴う繰延税金の減少		
調整後当期純利益	(4,525)	(610,604)
調整後特別利益		
特別利益		
法人税率(%)	34.43	34.43

2017年12月31日時点において、一時差異は発生していないため、繰延税金資産及び繰延税金負債は計上されておられません。

財務コミットメント

財務コミットメント

該当事項はありません。

退職給付及び年金コミットメント

該当事項はありません。

関係会社：重要な財務諸表項目

関係会社はフォルシアグループやプジョー・エス・エーのグループに属しており、公開買付者と取引関係があり、またこれら2つのグループに係る連結財務諸表の完全子会社となっております。

アームスレンクス外の関連当事者取引のうち、重要な取引はありません。

子会社及び持分法適用会社

該当事項はありません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2018年10月26日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議し、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うこととしていたとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2019年1月29日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付契約

対象者は、フォルシア及び公開買付者との間で、2018年10月26日付で本公開買付契約を締結しています。本公開買付契約の詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」の「本公開買付契約」をご参照ください。

(3) 移行サービスの提供及び事業提携に関する契約

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けが成立した場合、対象者は日立製作所の子会社ではなく、対象者と日立製作所との資本関係はなくなりますが、対象者の事業活動を円滑に継続するため、日立製作所による対象者に対する移行サービスの提供及び事業提携について、対象者、日立製作所、日立オートモティブシステムズ及びフォルシアは移行サービス提供契約を、また日立製作所、日立オートモティブシステムズ及びフォルシアはパートナーシップ契約を、それぞれ2019年1月28日付で締結しております。

当該契約の詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」の「移行サービスの提供及び事業提携に関する契約」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	2018年7月	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月	2018年12月	2019年1月
最高株価(円)	313	325	332 1,783	2,470	2,494	2,499	2,499
最低株価(円)	278	292	304 1,643	1,726	2,459	2,469	2,484

(注1) 2019年1月については、1月29日までの株価です。

(注2) 対象者は、2018年10月1日を効力発生日として、対象者株式5株につき1株の割合で株式の併合を行っております。2018年9月の月別最高・最低株価のうち、上段は株式の併合による権利落ち前の株価、下段は権利落ち後の株価です。なお、株式の併合による権利落ちを考慮した最高・最低株価は以下のとおりとなります。

(参考情報)

月別	2018年7月	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月	2018年12月	2019年1月
最高株価(円)	1,565	1,625	1,660 1,783	2,470	2,494	2,499	2,499
最低株価(円)	1,390	1,460	1,520 1,643	1,726	2,459	2,469	2,484

(注1) 2019年1月については、1月29日までの株価です。

(注2) 対象者は、2018年10月1日を効力発生日として、対象者株式5株につき1株の割合で株式の併合を行っております。印は、株式の併合による権利落ち前の最高・最低株価に5を乗じた数値です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数(自己株式を除く。)に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数(自己株式を除く。)に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第77期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) 2017年6月26日 関東財務局長に提出
 事業年度 第78期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月25日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第79期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月8日 関東財務局長に提出
 事業年度 第79期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月12日 関東財務局長に提出予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

クラリオン株式会社
 (埼玉県さいたま市中央区新都心7番地2)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1) 2019年3月期配当予想

対象者は、2018年10月26日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2019年3月期の配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が2018年10月26日に公表した「2019年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 「2019年3月期第3四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」の公表

対象者は2019年1月29日に、「2019年3月期第3四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該内容は、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付け者及びフォルシアはその正確性及び真実性について独自に検証する立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

・ 損益の状況(連結)

会計期間	2019年3月期第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
売上収益	113,826百万円
売上原価	97,211百万円
販売費及び一般管理費	15,535百万円
その他の収益	410百万円
その他の費用	779百万円
親会社株主に帰属する四半期利益	686百万円

・ 1株当たりの状況（連結）

会計期間	2019年3月期第3四半期連結累計期間
基本1株当たり親会社株主に帰属する四半期利益	12円18銭
1株当たり配当額	-

(3) 「通期業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2019年1月29日付で「通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

2019年3月期通期 連結業績予想値の修正（2018年4月1日～2019年3月31日）

単位：百万円	売上収益	調整後営業利益	税引前当期利益	親会社株主に帰属する当期利益	基本1株当たり親会社株主に帰属する当期利益
前回発表予想（A）	165,000	3,000	2,400	1,700	30円16銭
今回発表予想（B）	150,000	2,500	0	500	18円87銭
増減額（B - A）	15,000	500	2,400	2,200	
増減率（％）	9.1	16.7			
（ご参考）前期実績 （2018年3月期）	183,056	7,353	4,545	2,079	36円89銭

「調整後営業利益 = 売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しています。

（注） 対象者は、2018年10月1日付けで普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、基本1株当たり親会社株主に帰属する当期利益を算定しております。